

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

適用関係届書（一部）における押印の取扱いの変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省による「行政手続きコスト」削減のための基本計画に係る健康保険組合への通知に基づき、適用関係の一部の届出における被保険者の押印の取扱いを下記のとおり変更いたします。

つきましては、内容をご確認のうえ、被保険者にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、押印の省略の対象になる届書については、様式を変更しましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 被保険者の押印の省略対象となる届書・及び手続きについて

事業所を経由して提出される、下記（1）の6届出について、（2）に掲げる手続きが行われている場合には、押印が省略できます。

（1）押印の省略対象となる届書について

- 健康保険 被扶養者（異動）届
- 健康保険 被保険者証・健康保険 高齢受給者証 滅失届
- 健康保険 被保険者証（滅失・き損）再交付申請書
- 健康保険 高齢受給者証（滅失・き損）再交付申請書
- 健康保険 高齢受給者基準収入額適用申請書
- 介護保険 適用除外該当・不該当届

（2）押印の省略を行う際の手続きについて

- ①申請者（被保険者）本人が届出の記載を行う場合
申請者本人が届出の記載を行った旨を届出に記載する。
- ②事業主が届出の記載を行う場合
申請者（被保険者）本人に対し、記載内容・届出意思について確認した旨を届出に記載する。

※①、②については、文字の記載に代えて、届書の「確認欄」に☑を入れる運用で差し支えありません。

2. 押印の省略対象となる届書の様式変更について

押印の省略対象になる届書につきましては様式を変更し、以下のとおり、省略要件を確認した旨のチェックボックス（確認欄）を新設しました。

確認欄	
<input type="checkbox"/>	この届出については、①または②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人（被保険者）が作成したものである。 ② 記載内容・届出意思について申請者本人（被保険者）に確認している。

●届書の入手方法

新様式届書につきましては、4月1日以降、組合ホームページ「申請書一覧」よりダウンロードいただけますようお願いいたします。

なお、届書をダウンロードいただけない場合は、随時、組合から紙媒体の用紙を送付させていただきますので、組合業務課までご連絡ください。

※旧様式での申請も当面の間は受付いたしますが、順次、新様式に切り替えていただきますようご協力をお願いいたします。なお、旧届書をご使用し押印を省略して申請される場合は、各届書の備考欄または欄外に「本人自署」または「届出意思確認済み」と記入し、ご提出ください。

3. お問い合わせ先

組合業務課 ☎03（3642）8436